第13章 成年後見制度の活用

3) 成年後見制度の市町村長申立

高齢者虐待防止法でも、適切に市町村長による成年後見制度利用開始の審判請求(以下「市町村申立」といいます。)を行うことが規定されています(第9条)。

成年後見制度は、判断能力の不十分な者を保護し支援するために有効ですが、周知がされていない、利用につなげるための取組が積極的に行われていない等の理由により制度の利用は十分とはいえませんでした。こうした点を踏まえ、高齢者虐待防止法には、都道府県や市町村が成年後見制度の周知・普及を図ることも規定されています(第28条)。

市町村長申立の場合には、基本的に、2親等内の親族の有無を確認すれば足りることから迅速な申立が可能です(ただし、2親等以内の親族がいない場合であっても、3親等又は4親等の親族であって申立てをするものの存在が明らかである場合には、市町村長による申立ては行われないことが基本となります。)。

成年後見制度の活用が必要と判断した場合は、速やかに、市町村長申立ての準備に入ります。 緊急性が高いと判断される場合は、審判前に本人の財産を保全したり、本人が不利益行為を 行った時に取り消し権を行使するなど、審判前の保全処分を検討することも有効です。

※保全処分にあたっては、①審判開始の蓋然性があること。②保全の必要性があることの二つが要件となりますので、本案申立書や後見相当であることがわかる診断書や、早急に財産管理人をつける必要がある実態を記したケース記録等を添付して直ちに申立を実施します。

虐待事案における市町村長申立にあたっては、高齢者の居場所を秘匿する必要がある場合は、「非開示の申出書」を添付することに留意します。親族が申し立てに反対した場合でも、高齢者の権利を保護することを優先します。

都道府県社会福祉協議会では、日常生活に不安を感じていたり判断能力が不十分な人が地域で自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理を行う日常生活自立支援事業も実施されています。

これらの制度の活用も念頭に置いた支援策の検討が必要です。

市町村長申立てについて

成年後見の申立ては、本人や4親等以内の親族が行うことが原則ですが、市町村長は、65歳以上の者につき、その福祉を図るために特に必要があると認めるときは、後見開始等の審判を請求することができます(老人福祉法第32条)。

市町村長による申立てを行うに当たっては、市町村は、基本的には2親等内の親族の意思を確認すれば足りる取扱いになっています(ただし、2親等以内の親族がいない場合であっても、3親等又は4親等の親族であって申立てをするものの存在が明らかである場合には、市町村長による申立ては行われないことが基本となります)。なお、虐待等の場合で2親等内の親族が申立てに反対する場合も考えられます。そのような場合には、2親等内の親族がいたとしても、本人の保護を図るため、市町村長申立てが必要となる場合があります。

出典:「地域包括支援センター業務マニュアル」

(厚生労働省<H30>p65より)

- 成年後見制度活用については、(社)日本社会福祉士会編(2011)「市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き」,中央法規 p.141~144に掲載されており、参考にすることができます。
- 成年後見制度の区市町村長申立てを行う際には、2 親等内親族の意向調査で足ることが示されています(平成 17 年 7 月 29 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長等連名通知障障発第 0729001 号・障精発第 0729001 号・老計発第 0729001 号「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」の一部改正について参照)。これは「申立てを行う意思があるかどうか」の意向を聞くものであり、「区市町村長申立てをしていいかどうか」承諾をとるものではありません。よって、養護者や親族の反対があったとしても、必要な場合には区市町村長申立てを行うこととなります。

なお、この意向調査は法的に区市町村に義務づけられているものではないため、例えば意向調査を行うことが養護者を刺激し、本人への権利侵害を助長することが想定される場合には、養護者への意向調査を行わずに申立てることもできます。

- 申立て後は原則、家庭裁判所による親族への意向調査(「本人が成年後見制度を利用することについて」「候補者について」)が行われることとなります。この家庭裁判所による意向調査についても、個別事案に即して調査実施の有無が決定されます。区市町村が、家庭裁判所に事案の状況をよく説明し、相談しながら申立てを行うことがポイントとなります。
- 成年後見制度活用については、国からの事務連絡でも毎年触れられていますが、高齢者虐待対応での区市町村長申立については、親族(2親等)がいても速やかに行うよう、国による周知が必要であると考えます。
- 区市町村による養護者への意向調査や、家庭裁判所による養護者への意向調査が省略 されたとしても、養護者はいずれ区市町村長申立てや成年後見人等の選任の事実を知 ることになります。

この前提にたち、区市町村長申立てや成年後見人等選任について怒りをもった養護者が、本人へ危害を加える可能性があるか否かについて、検討しておく必要があります。本人の安全・安心の確保、財産の保全について考え、「やむを得ない事由による措置」「面会制限」「審判前の保全処分の申立て」についても検討することが、求められています。

(報告書 p109 より一部改変)

【早急に成年後見制度活用が必要と思われる状況例】

認知症等により本人の判断能力に低下があり、高齢者虐待を受けている事案の場合には、 本人保護の観点から成年後見制度を利用すべきである。特に下記のような場合は、成年 後見制度の利用について養護者が反対であっても早急な検討が必要である。

- ▶ 本人の支援について親族間で意見の対立があり、必要なサービスの利用等ができない場合
- ▶ 養護者に代わる家族・親族がいない場合
- ▶ 養護者が拒否するなどその存在が本人に対する医療・介護サービス提供の障害要因となっていて、十分な支援ができていない場合
- ▶ 本人の収入・財産を管理している養護者等において適切な管理が期待できない場合。
- ▶ その他本人について適切な判断を要する支援者が必要な場合

(報告書 p 108より)

(4) 成年後見制度利用支援事業の活用

経済的虐待を受けている場合などは、高齢者の資産から成年後見人等への報酬支払いを確保することが困難ですので、介護保険制度の任意事業である「成年後見制度利用支援事業」によって報酬 助成を行えるような環境を整備することが重要です。

「成年後見制度利用支援事業」は、成年後見制度の利用が有効と認められるにもかかわらず、制度に対する理解が不十分であることや費用負担が困難なこと等から制度を利用できないといった事態を防ぐことを目的とするものです。そのため、以下のような事業内容が例として示されています。

【参考】成年後見制度利用支援事業の例

- ○申立費用、後見人等報酬等に対する助成
 - 申立費用
 - ・登記印紙代、鑑定費用、後見人・保佐人等の報酬等
- ○成年後見制度の利用促進のための広報・普及活動
 - ・パンフレットの作成・配布(印刷製本費、役務費、委託料等)
 - ・説明会・相談会の開催(諸謝金、旅費、会場借上費等)

なお、成年後見制度利用支援事業の補助対象者については、「成年後見制度利用支援事業に関する 照会について」(平成20年10月24日、厚生労働省老健局計画課長)事務連絡において、「成年後見 制度利用支援事業の補助は、市町村長申立てに限らず、本人申立て、親族申立て等についても対象 となりうるものである。」との見解が示されています。この趣旨を踏まえ、市町村においては成年後 見制度利用支援事業の利用促進に努めるべきです。

(日本社会福祉士会手引き p 140 より)

利用者のイメージ

補助

(判断能力が不十分)

(例えば)

○ 重要な財産行為について、自分でできるかもしれないが、適切にできるかどうか危惧がある人

保佐

(判断能力が著しく 不十分)

(例えば)

〇 日常の買い物程度は自分でできるが、重要な財産行為は、自 分では適切に行えず、常に他人の援助を受ける必要がある人

後見

(判断能力が欠けているのが通常の状態)

(例えば)

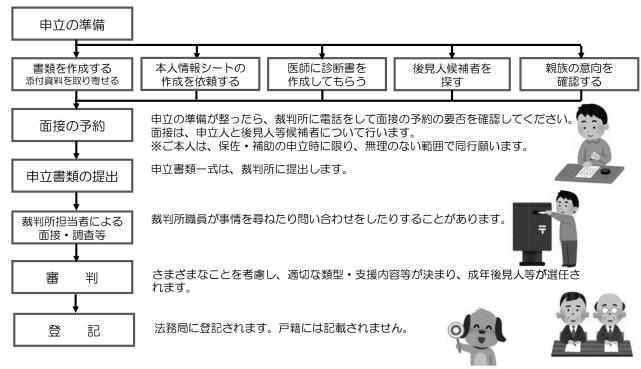
- 通常は、日常の買い物も自分ではできず、誰かに代わって やってもらう必要がある人
- ごく日常的な事柄(家族の名前、自分の居場所等)が分からな くなっている人
- 完全な植物状態(遷延性意識障害の状態)にある人

類型ごとの支援内容

	補助	保佐	後見
判断能力	判断能力 不十分		欠けているのが 通常の状態
同意又は取り消 すことができる 行為 (※1)	申立てにより裁判 所が定める行為 (※2)	・借金、相続の承認 など、民法13条1項 記載の行為 ・申立てにより裁判 所が定める行為	原則としてすべ ての法律行為
代理できる行為 (※3)	申立てにより裁判 所が定める行為	申立てにより裁判所 が定める行為	原則としてすべ ての法律行為

- ※1 日常生活に関する行為(日用品の購入など)は取り消すことができない
- ※2 民法13条1項記載の行為の一部に限られる
- ※3 居住用不動産の処分には家庭裁判所の許可が必要
- ※ 補助開始の審判、補助人に同意権・代理権を与える審判、保佐人に代理権を与える審判をする場合には、本人の同意が必要

手続きの流れ



(出典) 「令和元年度成年後見制度利用促進体制整備研修、基礎研修 講義と演習⑨ 住田敦子氏資料より引用」

(参考) 非弁行為・非司行為について

- 後見開始の審判等に係る申立書の作成・提出等を 業として行うことができるのは、弁護士、司法書士に 限られる(弁護士法第72条、司法書士法第73条参 照)。
- これに違反した場合は、刑事罰の対象となり得る。

(出典)「令和元年度成年後見制度利用促進体制整備研修、基礎研修 講義 ⑤ 西川浩之氏資料より引用」

申立人と手続きについて

- 申立人が書類を作成し、申立に必要な費用を支払う(後見人等選任 後に本人へ求償できるとしても、一時的に立て替えることになる)
- 書類作成ができない場合は、弁護士や司法書士に費用を支払い、書類作成を依頼することができる。
- 申立人が民事法律扶助の適用となるような場合には、民事法律扶助を使って、書類作成を依頼することができる。

中核機関が行う申立手続き支援について

- 口 非弁行為、非司行為に注意
- 親族や本人がする「一回限り」の申立行為を、事実行為について、中核機関や包括などが「支援」、つまり「手伝う」ことは(しかも無償)、全く弁護士法にも司法書士法にも反しない。
- 司法書士による申立書類の作成、弁護士による申立代理に委ねるのは、そうしないと申立ができないような課題がある場合と考えられる。
- 協議会でしっかりと中核機関の役割について、認識を共有していくことがポイントとなる。

※中核機関が行う申立手続き支援の説明だが、委託地域包括支援センターが申立てを「手伝う」場合についても、基本的視点は同じと 考えられるため参考に引用する

(出典) 「令和元年度成年後見制度利用促進体制整備研修、応用研修 講義と演習③ 川端伸子氏資料より引用」

5.3 権利擁護支援の地域連携ネットワークと地域包括支援センターの役割

基本計画のポイントの一つに、「権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築」があげられています。 権利擁護支援の地域連携ネットワークは、「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」「早期の段階からの 相談・対応体制の整備」「意思決定支援・身上保護を重視した後見活動を支援する体制の構築」を目的と しており、地域の法律職を含む専門職との「協議会」、このコーディネートを行う「中核機関」によって、 本人を後見人等とともに見守り支える「チーム」による支援を行おうとしてます。

中核機関の担うべき具体的機能

- ▶ 広報機能
- ▶ 相談機能
- ▶ 成年後見制度利用促進機能
 - 受任者調整 (マッチング) 等の支援
 - 担い手の育成・活動の促進(市民後見人の養成や法人後見実施)
 - 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行
- ▶ 後見人等支援機能
- ▶ 不正防止効果 (チームによる見守り)

出典:内閣府作成「成年後見制度利用促進基本計画」

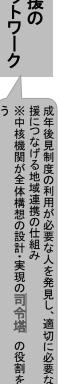
これらは、包括センターの権利擁護業務や、すでに構築しているネットワーク機能と重なる部分があります。「基本計画」では中核機関の担う機能をいくつかの組織の分散することも可能であること、機能強化型地域包括支援センターの活用にも言及されています。自身の市町村の「成年後見制度利用促進基本計画」策定の状況、内容を確認し、包括センターの役割を確認しておくことが大切です。

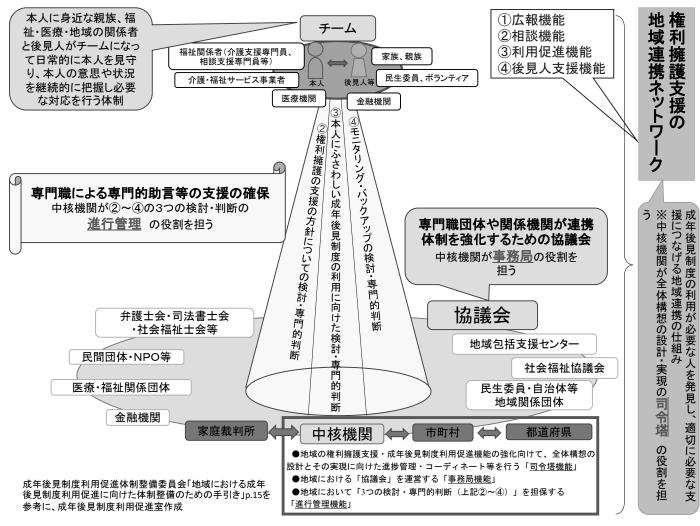
5.4 ニーズ把握と見守り

包括センターが中核機関の機能を担わない場合でも、包括センターは、その業務のなかで「成年後見制度活用の必要な人への気づき」と「メリットが感じられるような制度説明によるつなぎ」を行うことが求められます。また、市町村長申立てを検討する場に、本人の生活状況や今までの支援の経過等をまとめて提出する役割も果たすことになります。

さらに、今後、補助類型、保佐類型での制度活用が進むなかでは、後見人等による支援を受けながら 地域での生活を継続する高齢者が増加することが見込まれます。後見人等とともに、介護支援専門員等 介護サービス事業者が本人を支えるチームとなるよう、包括的継続的ケアマネジメント支援業務でのか かわりを行ったり、在宅生活で消費者被害に遭ってしまった場合の権利擁護業務でのかかわりを行うこ とがあります。後見人等選任後もかかわりがあることも理解したうえで、中核機関との適切な連携が求 められます。

出典:「地域包括支援センター運営マニュアル2訂」(平成30年6月)一般財団法人長寿社会開発センター, p 209-210





日常生活自立支援事業

令和元年度予算:生活困窮者自立支援法等関係予算438億円の内数

<目的>

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対して、<u>福祉サービス</u>の利用に関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援する。

<実施主体>

都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会。ただし、<u>事業の一部を、市区町村社会福祉協議会等(基幹的社協等)に委託できる</u>。(平成29年度末現在の基幹的社協等は1,344ヵ所) (補助率)1/2

<事業の対象者>

<u>判断能力が不十分な者であり、かつ本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる者。</u>(平成29年度末実利用者数は53,484人)

<援助内容>

- ①福祉サービスの利用援助
- ② 苦情解決制度の利用援助
- ③ 古信解決制度の利用援助 ③ 住宅改造、居住家屋の賃借、

認知症高齢者等 知的障害者等 精神障害者等 その他 計 実利用者数 (人) 14,640 23,414 12,596 2,834 53,484 43.8% 23.6% 27.4% 5.3% 100.0%

日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助等 ④ ①~③に伴う援助として「預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等利用者の

日常生活費の管理(日常的金銭管理)」「定期的な訪問による生活変化の察知」

具体的には、利用者との契約に基づいて、福祉サービス申請の助言や同行、 サービスの利用料の支払い、公共料金の支払い等の日常的金銭管理等を実施。 (1ヶ月の平均利用回数は約2回、利用料の平均1回1,200円)

(出典)「令和元年度成年後見制度利用促進体制整備研修、基礎研修 講義6 川端伸子氏資料より引用」

任意後見制度について

注意! 「ご本人の判断能力が衰えても任意後見監督人選任申立を行わずに金銭管理の任意代理契約のまま財産管理を行う」という形での悪用例が出ています。

詳しくは東京都福祉保健局URL参照「任意後見制度に関係する悪質な犯罪行為にご注意ください」

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/sodan/kouken/kouken kakki.html

断 これら4つの契約・ の本 本人に判断能力がしっか の能 任意後見受任者のまま 死人 遺言は別々のものです りしている間、任意代理契 の財産管理の継続⇒監 衰力 督する人がいないので、 約により、任意後見受任 え 「証役場) 者が財産管理を行う 悪用されるリスクがある 任意代理契約 死後の事務 遺言 任意後見契約 委任契約9 $\tilde{\mathfrak{O}}$ 判断能力がしつかりし 病院への清算や葬儀 財産を誰に 判断能力が衰えた際、 ていても体が動かな など、亡くなった際に 任意後見人受任者 残したいか い場合(入院など)の 等が家庭裁判所へ 関連する事務を前|等の望みを 支払いや金銭管理、 もってお願いしておく 形にしてお 「『任意後見監督人』 難しい法律行為への 選任の申立」を行うこ 契約です。 きます。 相談支援の際によく とで任意後見人の支 利用する契約です。 援は始まります。 任意後見受任者 任意後見人 (公財)東京都福祉保健財団 高齢者権利擁護支援センター作成



成年後見制度の活用に関するQ&A

- Q1: 高齢者の住民票と居住地が異なる場合、市町村長申立てはどちらの自治体が実施するの が適切でしょうか。
 - ⇒ 市町村長申立てについては、「高齢者の実態を最も良く把握している市町村が、通常の 業務の中で把握している情報をもとに請求の必要性を判断することを想定している。」 (「老人福祉法第 32 条に基づく市町村長による法定後見の開始の審判等の請求及び成年 後見制度利用支援事業に関するQ&Aについて(平成12年7月3日事務連絡)」のQ1回 答を援用させて解釈)ことから、高齢者が現に居住している市町村長が申立ての必要性を 判断し、実施することになります。
- Q2: やむを得ない事由による措置で施設に入所した高齢者に、成年後見人等が選任された場合、措置はどのように取り扱うことになりますか。
 - ⇒ 「やむを得ない事由による措置」で入所した高齢者に成年後見人等が選任され、やむを得ない事由が解消されたと判断できた場合、やむを得ない事由による措置は解除され、成年後見人等の契約による入所に切り替えます。ただし、後見人等が選任されても、面会制限を継続する必要性がある場合などは、やむを得ない事由による措置は解除できません。また、後見人等が選任されたことをもって、市町村が行ってきた虐待対応が終結するわけではありません。虐待対応を終結するかどうかの判断は、評価会議を開催して検討する必要があり、終結と評価できない場合、後見人が選任されても、市町村による虐待対応は継続します。

後見人等が選任された後、市町村は後見人等から「やむを得ない事由による措置」により受けた費用を徴収します(老人福祉法に基づく措置に対する「費用徴収」)。なお、生活保護受給者の場合は費用の徴収はされません。

- Q3:治療が必要であるにもかかわらず、高齢者本人や家族親族が治療を受けいれていない等 の場合、どのように対応すればよいでしょうか。
 - ⇒ 高齢者に判断能力がある場合には、高齢者に対して治療を受けるように説得することになります。他方、高齢者に判断能力がない場合には、成年後見制度の活用を検討し、成年後見の審判確定後に、後見人等が法定代理人として医療機関と医療契約を締結して受診することが考えられます。

なお、後見人等には、手術等の医療行為についての同意権はないことに注意が必要です。

- Q4: 成年後見制度利用支援事業が予算化されていない場合、どのようにしたらいいでしょうか。
 - ⇒ 本人による申立てが可能な場合で、弁護士等が申立代理人となる場合、日本司法支援センター(「法テラス」)が行っている民事法律扶助による援助により、申立費用(申立手数料、登記手数料、鑑定費用等。報酬は含まない。)の全額立替払いを受けることができます。

(日本社会福祉士会手引きp141 より)

虐待対応における成年後見人等の役割の整理

福祉な	や医療サービス等の利用契約
	措置から契約への切り替え時期をどうするか?(行政と相談)
	措置が解除された時の面会制限は?
	面会を再開するにあたり何に気をつけたらいいのか?
	成年後見人等以外の面会の方法について施設等にどのようなことを依頼しておく
	のか?
	住民票の異動は、すべきか、いつすべきか?
	身元保証人や緊急連絡先は誰にするのか?
	成年被後見人等の死亡時の連絡先は誰にするのか?
	外部からの面会者に対する施設の対応について、何をどのように施設に依頼したら
	いいのか?
	本人あての郵便物の取り扱いについて施設等にどのように依頼しておくのか?
財産	・金銭の確保と管理
	新たな口座の開設
	年金機構への届出
	金融機関への届出
	金融機関、証券会社、生命保険・損害保険会社への問い合わせ
	公証役場などへの問合わせ
親族。	との関係の構築
	主となる親族に対して成年後見人等が選任されたことについての連絡は?
	行政との役割分担は?
	過去に虐待をしていた養護者との接触は?
	虐待をしている養護者との接触は?
	成年被後見人等と虐待者との面会をどうするか?
	望んだ場合望まない場合
	虐待者に経済的援助が必要な場合は?
	成年被後見人等の財産に余裕がある場合とない場合
行政等	等との連携 - Total Control Control - Total Control Contro
	養護者、関係者、虐待養護者との連絡調整
	2147182 - 1417
	虐待者に成年被後見人等の居所を知られないための課題~住民票の問題
	成年後見制度利用支援事業の利用
	弁護士・司法書士等司法関係者との連携

【参考】権利擁護システムの全体像

権利擁護システムの全体像~日常生活自立支援事業と成年後見制度の違い~

	日常生活自立支援事業			制度	
	(旧地域福祉権利擁護事業)	任意後見制度		法定後見制度	
			補助	保佐	後見
概要	契約で利用するサービス	判断能力の低下がない時に、予め任	判断能力の低下がある時に、家庭裁	家庭裁判所に申立てを行い、選任され、	選任された成年後見人等が、身上配慮義務・
	福祉サービスの利用支援、日常	意後見を依頼したい人と、依頼した	意思尊重義務に従って、身上監護と財産管理を行うもの	財産管理を行うもの	
	的な金銭管理、書類預かりの3	い内容を決めて、契約を交わしてお	契約の意思表示等ができなくても、	活用することができる制度	
	種類のサービスが利用できる	く制度			
対象者	判断能力の低下があり日常生活	契約時、判断能力の低下がなく、し	判断能力が不十分で、一人で重要	判断能力が著しく不十分で、	判断能力を欠く常況にあり、一人で
(認知症高齢	齢 に支障があるものの、本事業の	っかりと自身の意思・希望を表すこ	な財産行為を適切に行えるか不安	日常的な買い物程度は一人で	日常生活を送ることができなかっ
者・知的障害	害 サービスの利用契約について理	とができる者	があり、本人の利益のためには誰	できるが、金銭の貸借や不動	たり、一人で財産管理ができなかっ
者•精神障害者	者解できる者		かに代わってもらったほうがよい	産の売買等、重要な財産行為	たりする者
等)			者	は一人ではできない者	
	都道府県社会福祉協議会等と契	法律が任務に適さないと定めている	親族や専門職(弁護士・司法書士・社会福祉士等)などの個人	社会福祉士等)などの個人	
担い手・機関	引 約し、市区町村社会福祉協議会 がサービス提供	人以外で、親族、友人、専門家といった個人や法人	社会福祉協議会など法人格を持つ団体・組織の他に市民後見人などがあり、	体・組織の他に市民後見人など	があり、家庭裁判所が選任する
お望みれ、早	Ť	アサ公司教生派立て神公司は万才		旧 日 日 日 日 日 日	十八 第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十
はいています。	か 優け備めるとしてや四貝、生命 支援員	正息核児用の計では高核児文は有、 発効後は、任意後見人という	年 がくてい フー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	を行んという	
国 +統	本人、関係者・機関、家族等が社	本人と任意後見受任者が、公証役場	申立てできる者(申立権者:本人、	配偶者、四親等以内の親族、検系	四親等以内の親族、検察官、市町村長等)が家庭裁判所に申
始	会福祉協議会の窓口に申込	にて、公正証書により契約	立てる(「補助・保佐・後見開始の審判の請求」	拏判の請求」という)	
画	制度利用への本人の意思が必要	制度利用への本人の意思が必要	制度利用への本人の同意が必要	制度利用への本人の同意は不要	
開始の	の 契約締結により開始	判断能力が低下してから家庭裁判所		家庭裁判所の審判の確定により開始	
時点		に「任意後見監督人選任申立」を行			
		い、監督人が選任されると開始			
確認・審査	「契約締結判定ガイドライン」	契約時に公証人が本人と直接面接し	申立時に診断書(家庭裁判所提出用の所定の様式)	の所定の様式)を提出	
診断·鰡定	により契約の意思確認が困難な	判断能力と意思を確認(定められた	鑑 原則不要	家庭裁判所からの要請に基づき、	、必要に応じて鑑定を実施
	場合、契約締結審査会で審査	基準等はない)。発効には要診断書	定		
付 同意権	権 なし	なし	同意行為目録(一覧)のうち、申立	同意行為目録(一覧)にあるも	日用品の購入等日常生活に関する
タ 取消権	霍		ての際、本人が同意したものにつ	のについて自動的に付与され	行為を除き、取消権が自動的に付与
*			いて付与される	2	される
を存出権	権 なし (預金払い出しの限定的代	任意後見契約に基づく	代理行為目録(一覧)のうち、申立	代理行為目録 (一覧) のうち、	財産に関する包括的代理権が付与
随	理のみ許されている場合があ		ての際に本人が同意したものにつ	申立ての際に本人が同意した	される
	3)		いて付与される	ものについて付与される	
料金・報酬	手続き費用は不要	①公証人への手数料、原案作成料他	申立て時に申立てに関する費用が発生	(鑑定がある場合には、	鑑定料がかかる)
	利用するサービスに従って定め	②監督人選任申立て時に申立て費用	後見人等が家庭裁判所に「報酬付与	審判申立」を行い、家庭裁判所か	後見人等が家庭裁判所に「報酬付与審判申立」を行い、家庭裁判所が、管理している財産と後見人等の行
	られた料金を支払う	③任意後見人と任意後見監督人の双	った後見事務等(法律行為)によっ	て、報酬額を決定(監督人がつい	った後見事務等(法律行為)によって、報酬額を決定(監督人がついている場合には、監督人にも報酬が
		方に報酬が発生	発生)		
本人の場所	在宅が基本		本人の居場所は不問	1.は不問	
4. 型型	一世界 インラム家庭な)以深、本… 野県田・	は出し、Q在しが同等しを担合には初約が成立	日本の対象を行う 日光 1 本世夕では、世後の神神を見られている。	発品	(八字) 为1, 据到[解離 书题 4 , 1, 作品

※同意権・取消権…本人が行った契約について、補助人・保佐人が同意した場合には契約が成立、取消した場合には、契約が無効となるという権限

(公社)あい権利擁護支援ネット作成

